

北海道 働きやすい介護の職場認証制度実施要綱

(目的)

第1条 本制度は、道が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む介護サービス事業所を認証することにより、働きやすい環境の整備、介護人材の確保、離職防止及び定着促進を推進し、介護業界全体のレベルアップとボトムアップを図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 北海道が行うものとする。ただし、一部または全部を、知事が必要と認めた団体に委託して行うことができる。

(対象)

第3条 認証の対象は、道内に所在する、都道府県の指定を受けて介護保険法（平成9年法律第123号）第8条各項及び同法第8条の2各項に規定するサービスを実施している介護サービス施設及び介護サービス事業所（以下「事業所等」という。）とする。

(運営委員会)

第4条 道は本制度の運営、認証の付与等に関し意見を求めるため、北海道働きやすい介護の職場認証制度運営委員会（以下「委員会」とする。）を設置する。

2 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(登録)

第5条 認証を受けようとする事業所等は、道に登録を申請する。なお、申請については、原則法人単位とする。

2 道は登録の申請があった事業所等（以下「登録事業者」という）を道が運営する「北海道介護のしごとポータルサイト」等において、随時公表するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録日から起算して2年間とする。

2 登録日から起算して2年が経過した場合、登録は失効するものとする。

3 登録失効後に再登録することを妨げない。ただし、失効した日から起算して、原則1年間の再登録を認めないものとする。

(審査申請)

第7条 登録事業者は、道が定める認証基準を満たしていると判断した場合は、道に認証審査を申請することができる。

(審査及び認証)

第8条 道は、前条の認証審査の申請があったときは、認証基準に基づき審査し、委員会における審議を経て、登録事業者を認証する。

2 道は、認証を受けた登録事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証書を交付する。

(認証の有効期間)

第9条 前条の規定による認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とする。

2 有効期間を更新する認証事業者は、有効期間の満了の日の属する年度の別に定める日までに道に対し認証更新の申請をしなければならない。

(認証取消)

第10条 道は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証事業者の認証を取り消すことができる。

- (1) 認証事業者から認証辞退の申し出があったとき
- (2) 認証事業者が解散若しくは事業を廃止または休止したとき
- (3) 認証事業者が運営する事業所等が介護保険法に基づく指定取消等の処分を受けたとき
- (4) その他認証の継続が適当でないと認められるとき

(公表)

第11条 道は、認証事業者について、「北海道介護のしごとポータルサイト」等において、随時公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 事業を委託した場合は、受託者は道と協議の上、事業を執り進める。

附則

この要綱は、令和4年(2022年)7月1日から施行する。